

令和 6 年度 市民税・県民税兼国民健康保険税申告の手引き

受付期間 | 令和 6 年 2 月 16 日 (金) ▶▶▶ 3 月 15 日 (金) ※土日祝日を除く

受付時間 | 午前 9:00 ~ 11:30 / 午後 1:00 ~ 4:00

受付会場 | 石垣市役所 1階 コミュニティルーム

申告に必要なもの

○ 申告書

- ▶ 会場での待ち時間を短くするために、申告書はご自宅で記入してください。

○ 本人確認ができる書類(個人番号確認+身元確認)(注)

- ▶ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードで個人番号と身元の確認ができます。
- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号確認の書類(通知カード、個人番号記載の住民票)と、身元確認の書類(運転免許証、健康保険証等)で確認します。
 - ▷ 通知カードの住所と現住所が異なる場合は、個人番号確認の書類として取扱いできません。

○ 収入のわかるもの(昨年中の収入分)

給与・年金収入の方は、源泉徴収票を持参してください。

営業・漁業・農業・不動産等の収入の方は、収入金額・必要経費の領収書等の書類・帳簿等を持参して下さい。

- ▶ 減価償却費を計上するときは、物品名・購入日・金額等が明記された領収書を提示して下さい。
- ▶ 不動産収入のある方で、固定資産税を経費に計上するときは、「固定資産税の納税通知書」もしくは「公課証明書」(税務課にて 1 枚:300 円で発行)が必要となります。
- ▶ 収入金額や必要経費を記載した帳簿は 7 年、領収書等の書類は 5 年の期間保存する必要があります。

○ 各種控除の証明書・領収書

各種控除を受ける方は、下記の証明書等の提示が必要です。

- ▶ 社会保険料控除を受ける方は、納付証明書、領収書等
- ▶ 小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、支払証明書、控除証明書等
- ▶ 障害者控除を受ける方は、「障害者手帳」または「障害者控除対象者認定書」(介護長寿課にて発行)
- ▶ 扶養に入れる方がいる場合は、その方の個人番号確認の書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票)
- ▶ 医療費控除を受ける方は、同封の『医療費控除の明細書』の作成・添付が必要です。
 - ▷ 医療保険者等から交付を受けた医療費通知に基づいて、「『医療費控除の明細書』の 2 医療費(上記 1 以外の明細)」の記載を省略する場合には、医療費通知の添付も必要となります。

(注) なりすまし等による個人番号の不正利用を防止するため、提示していただく必要があります。

例年 3 月 11 日から 15 日は大変混雑し、長時間待ち(平均 2 時間)が予想されます。
申告書の提出は市役所窓口のほかに、郵送またはパソコンやスマートフォンからも提出できます。
詳しくは隣のページをご覧ください。

郵送での提出について

問合先: 石垣市役所税務課(0980-87-9025)

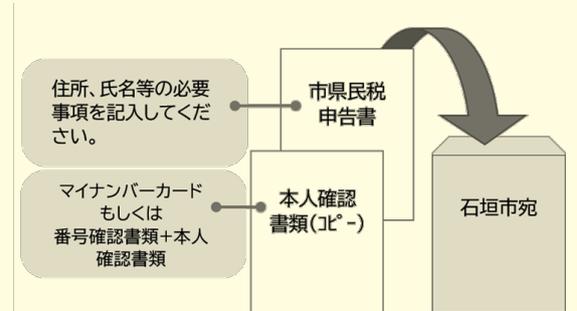
申告会場混雑緩和のため、郵送による申告書の提出にご協力ください

下記に該当する方は「記入済みの市県民税の申告書」と「マイナンバーカード(両面)の写し」または「番号確認書類(通知カード、個人番号記載の住民票)の写しと本人確認書類(運転免許証等)の写し」で申告できます。

- ・ 遺族年金や障害年金を受給していた
- ・ 市外在住の親族が年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告している
- ・ 傷病手当や雇用保険等を受給していた
- ・ 預貯金等で生活していた
- ・ 収入がなく、援助を受けて生活していた

【送付先】

〒907-8501 石垣市真栄里 672 番地
石垣市役所 税務課 市民税係 行



※郵送で申告した場合は、申告受付書(控え)をお渡ししておりません。
ご希望の方は、返信用封筒(宛名記入の上、84円切手貼付)を同封してご郵送ください。

受付締切日：令和6年3月15日(金) 消印有効

e-Tax(電子申告)での提出について

問合先: 石垣税務署(0980-82-8352)

～ スマホとマイナンバーカードでe-Tax! ～

- ▶ 国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- ▶ マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。



国税庁ホームページをご覧ください

「確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！」

※メンテナンス時間を除きます

確定申告に関する税務相談は

チャットボット をご利用ください!

国税庁ホームページにおいて、令和5年分の確定申告に関する税務相談ができます。

どんなことが相談できるの?

- ▶ 所得税の確定申告では、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をさせていただくことができます。
- ▶ e-Tax やスマホ申告を含む確定申告書等作成コーナーの事前準備の案内やエラーの対処方法などについて、回答の充実を図っています。
- ▶ 詳しい相談範囲については、国税庁ホームページをご覧ください。



税務相談チャットボットはこちらから

電話相談センターのご案内

確定申告時期においては、音声案内で番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

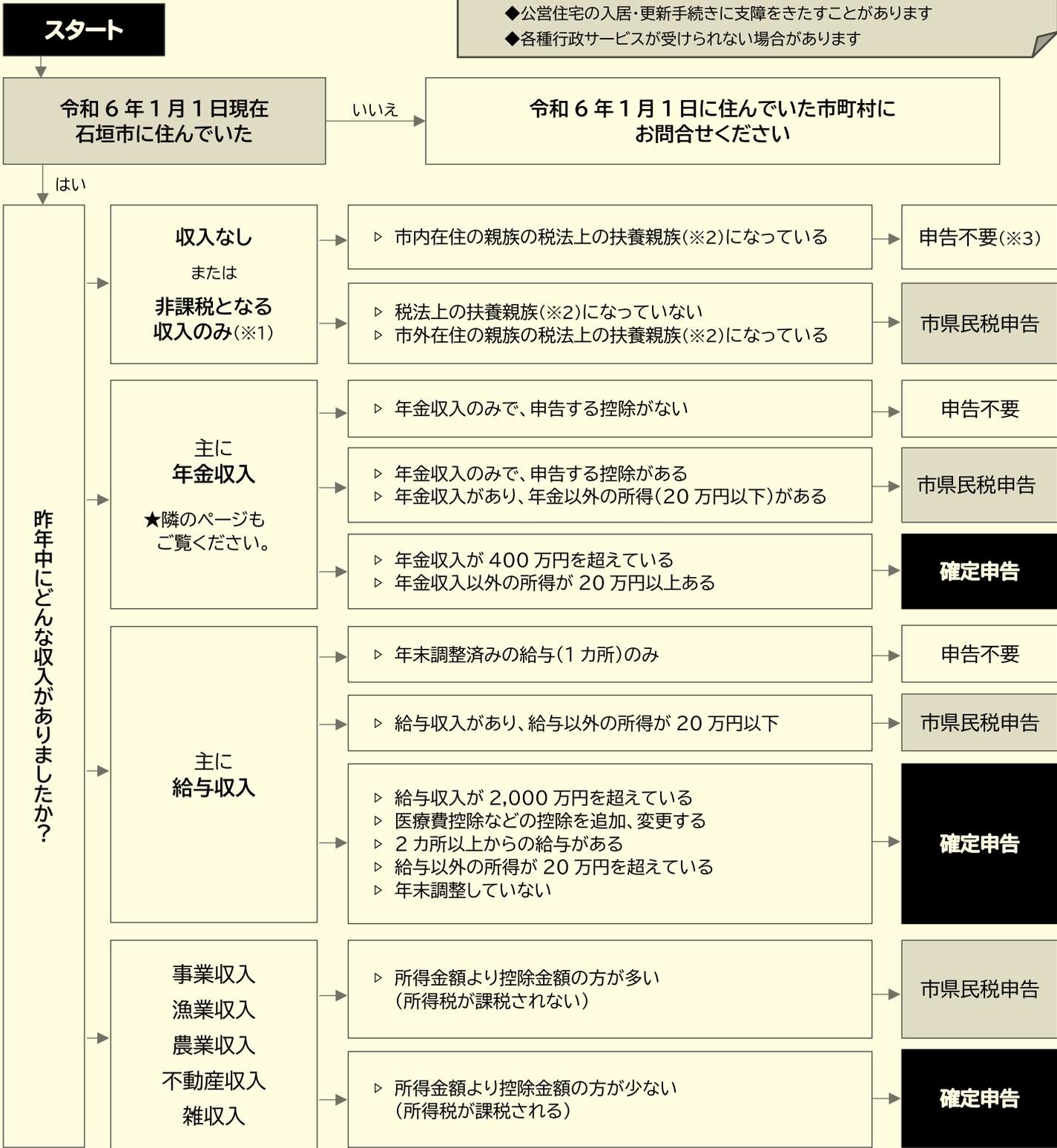
☎ 0980-82-3074

申告フローチャート

申告が必要かどうか、簡易的に判断できます。
 確定申告する場合は、市県民税申告は必要ありません。

申告がないと、次のような影響があります

- ◆国民健康保険税や介護保険料、保育料が正しく計算されません
- ◆市県民税に関する証明書が発行できません
- ◆公営住宅の入居・更新手続きに支障をきたすことがあります
- ◆各種行政サービスが受けられない場合があります



- ※1. 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。
- ※2. 税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。健康保険制度の扶養とは異なります。
- ※3. 市県民税に関する証明書の取得や、各種行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

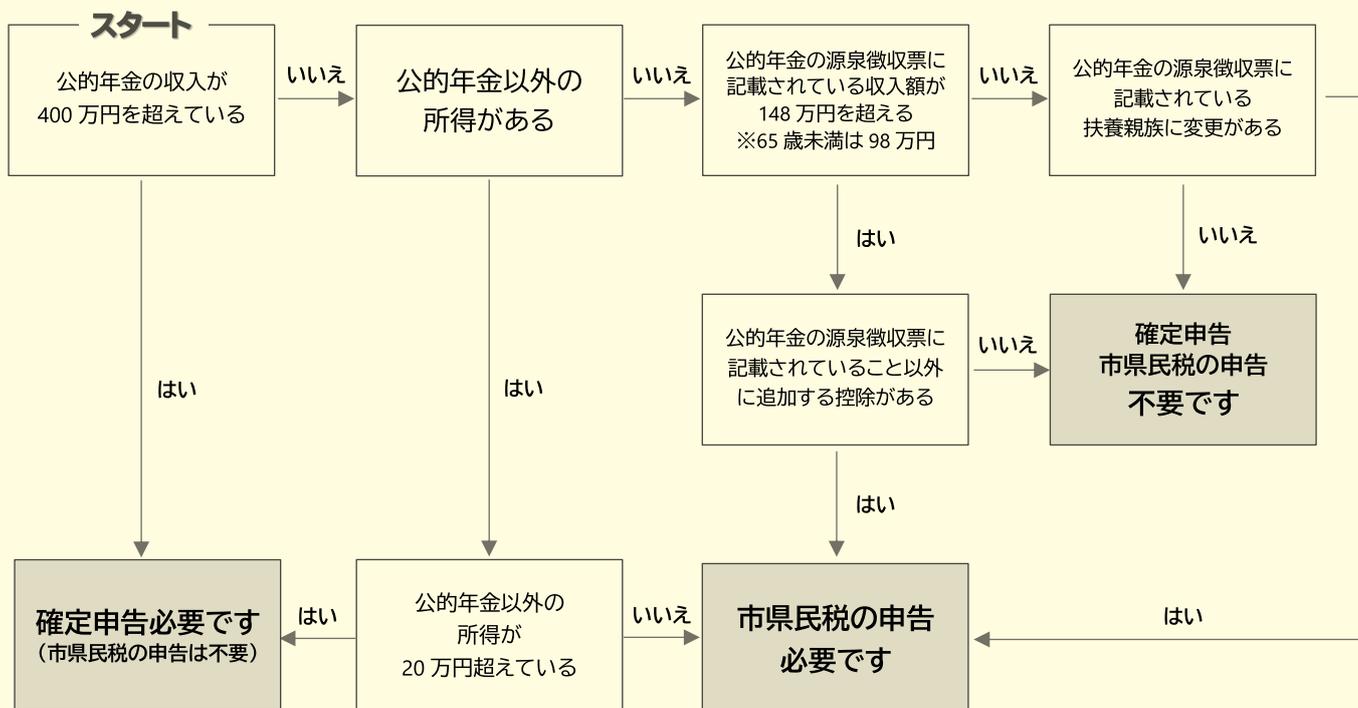
<注意点>
 上記で「市県民税申告」に該当する場合でも、下記に該当する方は石垣税務署で確定申告をする必要があります。
 ※ 石垣市役所では申告受付できません

- ・ 土地・株式等の譲渡所得がある方
- ・ 利子・配当所得がある方
- ・ 肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方
- ・ 青色申告をする方
- ・ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

公的年金収入のある方へ(※ 障害年金、遺族年金は除く)

収入が公的年金(※障害年金、遺族年金除く)のみで、控除の追加がない方は **申告不要** です。
ただし、公的年金の他に収入がある方や、扶養や医療費等の控除を追加する方は、申告が必要です。
ご自身の申告が必要かどうか、公的年金収入のある方向けのフローチャートをぜひご活用ください。

公的年金収入(※障害年金、遺族年金除く)のある方向け申告フローチャート



- ▶ 年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付されることがあります。
- ▶ 遺族年金・障害年金のみを受給している方は、市県民税の申告が必要です。

石垣税務署 確定申告相談会場のご案内

国税庁では、パソコンやスマートフォン等を利用した自宅からの確定申告を推奨しています。また、申告相談が必要な場合は受付期間中にご来場ください。還付申告は、2月16日以前でも提出できます。

【受付期間】 令和6年2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝日除く

【受付時間】 午前9:00～午後4:00 ※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

【受付会場】 石垣税務署 別館会議室(石垣市字登野城8番地)

申告には入場整理券が必要です

- ① LINEでの事前発行(相談日の10日前から2日(土日祝日を挟む時は2営業日)前まで取得できます)
- ② 石垣税務署での当日発行(8時30分から当日のみ配布。配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります)

e-Tax・スマホ申告がオススメです

マイナンバーカードを利用して、パソコンやスマートフォンから申告できます。
また、令和5年1月より、青色申告決算書・収支内訳書が、スマホで作成可能になっています。

【お問合せ先】 石垣税務署 ☎ 0980-82-3074